

女子大学の教職課程における「日本国憲法」と「性的少数者」の授業
— 討論学習の一環として —

Lessons on “the Japanese Constitution” and “sexual minorities” in the
teacher training course in a women’s university.

— an example lesson on this debate —

大津尚志*
OTSU, Takashi*

1. はじめに

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 の規定により、教員免許を授与されるには、「日本国憲法」を 2 単位取得することが義務づけられている。筆者は武庫川女子大学文学部教育学科の教員として、2017 年度は前期に「日本国憲法」を担当している。

大学における憲法教育の典型となるものは、法学部での他の法律学（民法、刑法など）と並行しておこなわれるものであろう。他に、教養学習的に憲法教育がおこなわれることもある。「教職課程」としての憲法教育（教育職員免許法別表第一備考四にもとづいて、2 単位の履修が義務づけられている）に関しては、近年ではそれにむけの「教科書」も複数出版されるようになってきている¹。

教職課程における憲法授業はほとんどの場合 2 単位で行われるゆえに、細かな判例や学説の対立に深入りする時間はない。また、教員免許（あるいは保育士資格）取得を希望する学生むけの講義であるから、具体例をあげるときは教育にかかわるものをあげるのが、レリヴェンスが高いといえる²。

「勤労の権利」すなわち、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」（憲法 27 条 2 項）をあつかうときは、最近大学生の間で問題視されることの多い「ブラックバイト」の問題にも触れている。教員の労働条件について「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」にも触れて、いわゆる「超

勤 4 項目」の存在や教師の時間外労働への対価が「教職調整額」で、「月額給与の 4 パーセント」と定められている一方で教育現場の多忙化が年々すすんでいることも取り上げる。また、女子学生にとって将来直接関連する可能性が高いと考えられる育児休業については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」にも触れて、地方公務員には 3 年の休業が認められていることなどにも言及している。

また、「個人の尊重」「平等」などの「憲法的価値」は、将来教員・保育士になったときに背景として理解しておくべき価値という位置づけをおこなっている。例えば、「男女平等」であれば、保育所保育指針に「子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意思を植え付けることがないよう配慮すること」³とあるのに言及し、幼児期からジェンダーの再生産がはじまっている可能性があることなどにも触れている。

本稿は、2017 年度におこなった「日本国憲法」授業の一部で「平等」をあつかったなかで、「性的少数者」⁴の問題を女子大学の問題と関連づけて、討論形式もふくめておこなった授業実践のノートである。

いうまでもなく、法律学者による、主として法学部むけの『憲法』学習のための教科書、体系書はこれまで枚挙にいとまがないほど出版されてきた。平等（権）に言及のなかで、性差の問題は扱われる。通常、住友セメント事件（結婚退職）や日産自動車事件（定年に男女差）に言及されていることが多い。

社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー）の問

* 武庫川女子大学 (Mukogawa Women's University)

題についての記述のあるものもあり、さらに最近では「性的少数者」に言及のあるものまで散見されるようになってきている⁵。

なお、授業実践の中における討論という形式の導入は、日本においては、「ディベート」という形で、中等教育で社会科系教科・国語科を中心に 1990 年代から徐々に広まる⁶。初等教育においても、「コミュニケーション教育」の一環として、菊池省三らの実践がある⁷。

本稿は賛成側、反対側にわかれて競技的要素を含めてのディベートではなく、小グループ（6～7 名にわかえる）による「意見交換」からはじめ、グループごとの意見を全体に発表させ議論させるという「討論」の形式でおこなった⁸。

2. 2017 年度武庫川女子大学文学部教育学科における授業（2017 年 6 月 14・15 日および 21・22 日に実施）

2017 年度は武庫川女子大学短期大学部幼児教育学科の 3 クラス（受講者数は、いずれも約 80 名、受講者のほとんどが後に小学校あるいは幼稚園教諭の習得を希望する）で「日本国憲法」を担当した（水曜 3 限、木曜 2・4 限）。今年度はうち 90 分授業の 2 回を「平等」関係のことを扱うこととした。

受講学生は 1 年生がほとんどである。授業を実施した時期からして、「女子のみ」の環境に大学生からなった者が多数派である。武庫川女子大学附属中学校・高校からの内部進学者、あるいは他の女子高校からの進学者は一割程度である。

LGBT についてこれまでに学習経験のある学生は、本学に入学後に全学共通教育科目の授業の一環で学んだ経験のある学生、高校で「性的少数者」の人から直接話をきく機会があった学生もいた。大学に入学後に初めて学んだ学生が多数派であったとはいえ、性的少数者についての学習が初等中等教育でも若干は行われ始めてきているとはいえ⁹。

まず、憲法 14 条に規定のある平等（権）にかかわる、さらに性差別につながる問題についての概括的な説明をまずおこなった。民法上の再婚禁止期間の短縮や、選択的夫婦別姓にかかわる最高裁判決（平成 27 年 12 月 16 日）に言及し、憲法 24 条を音読させたうえで、最高裁判例においては、夫婦同氏を定める民法の規定は、「多

くの場合妻となった者のみが個人の尊厳の基礎である個人識別機能を損ねられ、また、自己喪失といった負担を負うことになり、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえない」という見解は最高裁内では少数意見にとどまっていることなどを説明した。

その後、「性的少数者」の問題を扱うことを述べたうえで、LGBT に関する教材としては DVD 教材「いろんな性別」¹⁰（LGBT について小学生に教えている様子を記録したもの）を視聴させた。「性別の中身は 4 つ、①外見やふるまい、②からだ、③こころ、④すきなひとの性別」であり、男女は単純にわけられるものではないこと、同じ人でも時期によって自認する性別にゆらぎが生じることもあることなどを提示した。DVD は「性別も人生と一緒にどう生きていくかは自分できめること」と示している。

2015 年 4 月 30 日の文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」についても言及をし、初等中等教育においては以下のようなことがすでに言われていることを教材として提示した（表 1）。さらに、2016 年 4 月 1 日にだされた「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を参照して、性同一性に関する悩みや不安を「他の児童生徒や保護者にも秘匿する」傾向があること¹¹にも触れた。

そういった授業の目的の一つとしては、「学生が将来教育を担当する児童のなかに性的少数者がいる可能性は低くない。」ことだけでなく、より一般的な問題として、社会において「人権の尊重」の必要性は性的少数者のみならず、外国人、外国にルーツを持つ子ども、『部落差別』をうけている人など「少数派」が問題になる傾向が多々あることにも授業内に触れた。

【表1】文部科学省通知（2015年）より

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例	
項目	学校における支援の事例
服装	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	<ul style="list-style-type: none"> 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	<ul style="list-style-type: none"> 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	<ul style="list-style-type: none"> 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	<ul style="list-style-type: none"> 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 補習として別日に実施，又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	<ul style="list-style-type: none"> 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

女子大学の学生にとってレリヴァンスの高いといえることとして、「女子大学は『男性の体で生まれたが、女性として生きるトランスジェンダー』の学生の入学を認めるべきか」という問題がある。なお、憲法学習の一環であるから、大学が国公立か私立かによっても問題はかわってくることを考慮すべきとも思われるが、2単位の憲法学習で「人権の私人間適用」に深入りして説明する時間はないゆえ、その問題は今回の授業では考慮しないこととした。

教材として、以下のものを提示した。

武庫川女子大学のアドミッションポリシーには「女性を求めます。」の文言がある。一方で、例えばアメリカのスミス大学のアドミッションポリシーには以下の記述がある¹²。

- ・スミス大学は女子大学です。
- ・スミス大学は生まれたとき男性で、女性と自認する人を受け入れます。
- ・スミス大学は生まれたとき女性で、男性と自認す

る人を受け入れません。

・スミス大学は「誰が女性であるか」を決めるのですか。ー決めません。応募書類に記載されている書類に基づいて判断します¹³。

日本女子大学では「心は女性」の学生をうけいれるかについて議論があったことを示す、朝日新聞の記事を配布した。

検討のきっかけは2015年末、神奈川県に住む小学4年生の保護者からの問い合わせだった。この児童は戸籍上は男子だが、性同一性障害と診断され、女子として生活している。同大や付属校の入試の出願資格には、「女子」との規定があるが、同大付属中の受験を希望していた。

これを受け、同大は16年8月、付属の幼稚園、小・中・高校、大学の学部代表らで「LGBTに関する検討プロジェクトチーム」（座長・小山^{おやま}聡子副学長）を設け、議論した。「多様な学生を受け入れるべきだ」という積極論の一方、「学生や生徒、保護者、教員の理

解が浸透しているとはいえない」などの慎重論もあり、同年10月末、現段階では受け入れは難しいと結論づけた。

だが同時に、まず大学で受け入れをめぐる検討を先行させることも決めた。新年度に学内に会議を設け、すでにいる性的少数者の支援も含め、受け入れの可否を検討する。女子大の中には、戸籍の性別を女性に変更すれば入学できるところもあるが、20歳以上や性別適合手術などの要件があり、ハードルが高い。女子大が仮に受け入れを決める場合には、医師の診断など具体的な要件をどうするかが課題になる。

小山副学長は『『女子とは何か』の判断基準の検討は、女子大の価値や存在意義を考えることに重なる。まず、学生や保護者らの声を聞き、多角的に議論したい』と話している¹⁴。

現在のところ「うけいれ」てはいないが、今後の議論の余地はあるとの含みが残されている。本授業実践中の2017年6月19日に朝日新聞に『『心は女性』学生の受け入れ、女子大8校が『検討』』という記事がさらにだされたことを紹介した。戸籍上の性別を女性に変更した学生を受け入れた女子大学は既に存在することや、奈良

女子大学では「授業、スポーツ、就職活動などにおける支援のための環境整備について十分な検討が必要」と述べていることを記事が述べていることを伝えた。

その後、「出生時の性別が男性で心の性別が女性のトランスジェンダーの人」について、「①女子大に入学を希望する場合、女子大はどのように対応すべきか に入学を認めるべきだ、認めるべきではない、わからない、その他」について、選択肢のいずれにかにマルをつけて、さらにそう答える理由として自分の意見をまず書くように指示した。6~7人ごとの小グループでどの意見にマルをつけたかをカウントし、理由として書いた意見を交換し、さらにグループの代表者が全体にむけて「どういう意見があったか」を発表するという段取りで授業をおこなった。すべてのグループで意見の多様性は存在した。なお、この質問は鹿児島大学において渡辺弘准教授が2017年4月に「日本国憲法」の授業で行った実践における質問と同一とした¹⁵。同授業も、前に提示した朝日新聞の記事を元に行われた授業である。鹿児島大学の結果と比較したうえで、質問①の回答結果を示すと以下の通りとなる。

【表2】心の性別が女性のトランスジェンダーの人について女子大学を希望する場合

	認めるべき	認めるべきではない	わからない	その他・不明
武庫川女子大学	75	41	111	2
鹿児島大学	59	27	12	17

アンケートをした時点までにどの程度の話が学生はきいていたか、などのさまざまな条件が同じではないゆえに単純な比較はできない。しかし、武庫川女子大学の学生に「認めるべき」という回答の比率が低い。回答者がすべて女子学生という事情ゆえに「自分の問題」であるゆえ簡単に「認める」という答えができにくかったのかと思われる。また、「わからない」の答えが多かったことも、「女子大学の学生である」という当事者性ゆえの問題であるとはいえそうである。

回答は学生が、同じ理由で、「みとめるべきではない」、「わからない」とするものが多かった。ゆえに、「認めるべきではない」と「わからない」を同一の枠内として、

学生が回答した「理由づけ」を筆者によってまとめて示すと¹⁶以下の通りとなる。

【表3】「心は女性」の学生についての理由づけ

<p>入学を認めるべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学したいという気持ちを尊重すべき。 ・入学を拒否すると、その人を傷つける。 ・今のところ女子大学に「戸籍上男性だけれど心は女性」を入学させないのが「普通のこと」という認識を変えるべき。 ・「多様な性」を認めるべき。
<p>入学を認めるべきではない・わからない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「心は女性」という場合、その範囲を認めることは難しい。「女性」の基準があいまいとなってしまう。 ・「心は女性」と嘘をついて入学してくる男性がいるかもしれない。 ・全員が性的少数者について理解することは難しい。 ・受け入れる体制が整っていない。 ・男女共学の大学はある。 ・心が女性でも外見が男性に見える場合はどうなるのか。 ・着替え、トイレなどの問題が生じる。 ・周囲にそういう人がいたら、どう接してよいかわからない。

3. 結びにかえて

本単元の授業実践では最後に、「私自身が質問に答える」とすれば、『わからない』と答えます。私自身 LGBT に対してどの程度の理解があるかは『わからない』ですし、学校にどの程度の受け入れ態勢があるかということも断言できません。」と締めくくった。たとえば、現在のところ本学には「多目的トイレ」の数は少ないといわざるをえない。

討論をすることに関しては、「人それぞれの意見があることを知ることができた」「他の人の意見をきいてそういう考え方もあると持った。」「同じ意見でも違う視点からの理由があると感じた。」「自分とまったく違う考えがあると思った。」「簡単な問題ではない。」「国自体が追いついていないのではないかな。」など、討論をしたことを有益と考えるコメントがあり、その点意義があったものと考えたい。

なかには、「実際に自分にかつて性同一性障害の立場にいる友達がいるが、しかし「その子が女子大学に入ってくることを認めるか」というと賛同できない」という意見もあり、自分の周囲に性的少数者がいるという見地からのコメントもあった。

女子大学であるという本学においても、他の大学においても、また日本社会一般においても性的少数者への理解は近年上昇しつつあるとはいえ、依然として「低い」と

いわざるをえない。今後さらなる理解の「啓発」の必要性は存在する。それがすすめば「認めるべき」という回答は増えるかもしれない。

「心は女性」の場合、現行法の下では 20 歳にならないと性別適合手術をうけて戸籍上の性の転換はできない。18, 19 歳で大学入学するには「戸籍上男性、心は女性」のまま入学する以外はないが、「心は女性」という範囲の確定という問題がある。例えば、高校で女子生徒として通学している場合¹⁷は大学に入学しても不都合は生じないと思われる。しかし、「心は女性」の範囲については、高校側の理解も必要となる。

特に教育学科の学生にとっては将来教員としての性的少数者である児童生徒と接するという事情がある。少数者の人権の尊重という観念を習得しなければならないことはいうまでもない。

本学の当該年度の学生は入学直後のアンケート調査で「議論する経験」が全国平均に比べて少ないという結果がでていいる。その不足を補うものに十分であったかは定かではないものの、引き続き「討論形式」を含めた授業を実践していくつもりである。

また、日本国憲法の授業は例えば「憲法改正」など、教育学科の学生にとってレリヴァンスの低い問題も避けて通ることはできない。そちらの授業実践の工夫についても、今後検討していきたい。

- 1 教職課程むけの憲法教科書であることを銘うってはいるが、とくに配慮のないものもある。学校における事例に多く言及するなど、教職課程での学習への配慮があるといえるものとしては、西原博史・斎藤一久編『教職課程のための憲法入門』弘文堂、2016年、志田陽子編『教職のための憲法』法律文化社、2017年がある。
- 2 その点は、筆者の旧稿でも触れた。大津尚志『模擬投票』をといれた教職課程における日本国憲法授業の試み(『教育学研究論集』第8号、2013年3月、pp.55-59.)
- 3 厚生労働省『保育所保育指針解説書』フレーベル館、2008年、p.108.
- 4 なお、本稿で「性的少数者」という用語を使用するのは、文部科学省の用語に従うゆえである。「性的少数者」という表現は「多数者」との関係において権力性を示すゆえに使用すべきでない、という見解も存在する。
- 5 例えば、戸松秀典『憲法』弘文堂、2015年、p.139. 新井誠ほか『憲法Ⅱ 人権』日本評論社、2016年、p.68. (佐々木くみ執筆)、大津浩ほか『新憲法四重奏』有信堂、2015年、pp.34-35. (大藤紀子執筆)。
- 6 社会科系教科については、杉浦正和「ディベート」(日本社会科教育学会編『社会科教育事典』ぎょうせい、2000年、pp.238-239.)、国語科については、吉田和志『ディベートをどう指導するか』明治図書、1995年、など参照。
- 7 例えば、松本道弘、菊池省三『ディベート・ルネサンス』中村堂、2014年。
- 8 なお、フランスの初等中等教育では「討論(débat)」とは、ディベートではなく発表と質疑の形式でおこなわれる。
- 9 日本の高等教育あるいは教員養成におけるセクシュアルマイノリティについての教育の不十分さを指摘するものとして、村田晶子「日本の大学におけるジェンダー教育の課題」(村田晶子・弓削尚子編著『なぜジェンダー教育を大学でおこなうのか』青弓社、2017年、pp.149-175.)
- 10 『いろんな性別』新設Cチーム企画
- 11 文部科学省『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)』2016年。なお、授業実践後にみつけることのデータであるが、性別違和や非異性愛者であるかもしれないことに気付いた年齢は、いずれも小学6年生前後に多い。いのちリスペクト。ホワイトトリボン・キャンペーン「LGBTの学校生活に関する実態調査(2013) 結果報告書」2014年。
<http://endomameta.com/schoolreport.pdf> (2017年10月13日最終確認)、中川重徳・横山佳枝・熊澤美帆「LGBTと子ども 教育現場における問題点」(『法学セミナー』第753号、2017年、pp.35-38. なお、同論文は憲法13条、26条を根拠に『人権教育』としての取り組みの必要性を主張している。性的少数者が「安全に教育を受ける権利」が保障されないことは、容易に想像しうる。
- 12 なお、アメリカの女子大学のアドミッションポリシーについては、以下の文献に示唆をえた。高橋裕子「トランスジェンダーの学生受け入れとアメリカの名門女子大学」(三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ』青弓社、2017年、pp.247-273.)
- 13 <https://www.smith.edu/about-smith/diversity/gender-identity-expression> (2017年6月14日最終確認)
- 14 朝日新聞、2017年3月20日
- 15 朝日新聞、2017年5月1日
- 16 なお、ここで筆者があげた意見の数は「認めるべき」「認めるべきではない、わからない」の回答の数に対応させている。
- 17 戸籍上男性で、女性として小学校から高校までを過ごした例が報道されている。
<https://www.kobe-np.co.jp/news/kurashi/201707/0010420425.shtml> (2017年11月17日最終確認)